

犯罪被害者に理解を 講演会などに講師派遣

犯罪被害者への理解を深めるため、犯罪被害者やその家族が講演会や研修会などで自らの体験や心情を語る、講師派遣を行っています。

ライフクリエイター養成講座

男女の役割にとらわれない自分らしい生き方をめざし、「好きやさかい!」のハッピースターデイズととも、まちな幸せ元気に生きる、をテーマに、ライフクリエイター養成講座を開催します。

講演テーマは、犯罪被害全般、交通被害、少年事件被害、児童被害。申込みは受け付け中。電話かFAX、電子メールで団体名、代表者名、担当者名、電話番号、講演会名、参加予定人数、会場、希望の講演テーマ、希望日時を書いて、講演希望日の1ヵ月前までに市民協働課へ。先着7団体。

品などを行ったり、運営に携わったりするボランティアを募集します。15歳以上(中学生を除く)で準備など数回の活動に参加できる方が対象。申し込み方法など詳しくは、市役所市政情報センター、区役所市政情報コーナー、図書館などにある応募用紙かヤングサントホームページ(<http://santohomewan.com/yasunai>)をご覧ください。締め切りは9月30日(消印有効)。

「一人暮らしの母の家に行く度に、立派な箱が増えている。母に話を聞くと、新店舗と、新店舗開店や安売りのセール、チラシ・ダイレクトメールが家に届く度に店舗へ行き、健康維持に役立つという食品を店員に勧められるままに購入しているようだ。未開封の商品が大量にあり、預金の大半を失っている。どうすればよいか」という相談がありました。

「就学前の子どもの豊かな育ち、子どもの心を育てるとは」をテーマに、作家、落合恵子さんが講演します。保育士、幼稚園教諭、

論、子育て支援に関心のある方が対象。11月6日(日)、午前10時～午後4時30分、千里金蘭大学 吹田市藤白台。直接会場へ。費用など詳しくは、ちやいどネット大阪へ。4790・2221 FAX 06・4790・2223 幼児保護推進課へ。228・7173 FAX 228・6997へ。

都市計画法に基づき次のとおり都市計画の案の縦覧を都市計画課で行います。縦覧期間 9月27日～10月11日(土・日曜日、祝日を除く) 内容 1.松屋大和川通2丁地区地区計画・松屋町1丁地区地区計画の決定 縦覧期間中、直接か郵送で意見書を提出できます。詳しくは市ホームページアドレスは1ページ参照をご覧ください。

スズメバチにご注意 スズメバチは9・10月になると働きバチの数がピークに達し、活動も活発になります。巣を作る場所は、主にキンモクセイやワバメガシなどの樹木です。スズメバチの巣を見つけたら刺激を与えず、生活衛生センターへ相談してください。なお、市では原則として蜂の駆除は行っていません。

井戸水の飲用は避けましょう 井戸水は、周辺環境の影響を受けやすく、細菌や有害物質などに汚染されている可能性があります。いつも安全な状態とは限りませんので、飲用には水道水を利用してください。

すてきなじぶん



神石小学校 2年 柏木 美優 (絵: 柏木さん)

さかいらっい

きょうだいがおつてうれしいじぶん ママにありがとって言うてもらってほめられるじぶん

お手つだいがんばるじぶん 読書が大好きなじぶん 字がきれいなじぶん ともだちとなかよしなじぶん かぞくとおれるじぶん ともだちをたすけてあげるじぶん きょうだいにきつく言つてしまつじぶん わすれものをしてしまつじぶん やさいがきれいなじぶん すてききょうだいとけんかしてしまつじぶん どれもじぶん すてきなじぶん

S F 商法による 高額被害にご注意を

「一人暮らしの母の家に行く度に、立派な箱が増えている。母に話を聞くと、新店舗と、新店舗開店や安売りのセール、チラシ・ダイレクトメールが家に届く度に店舗へ行き、健康維持に役立つという食品を店員に勧められるままに購入しているようだ。未開封の商品が大量にあり、預金の大半を失っている。どうすればよいか」という相談がありました。

このようなトラブル防止のため、啓発員が地域に出向いて講演する無料の出前講座「狙われる消費者の講師派遣を行っています。詳しくは同センターか生涯学習課へ。228・7631 FAX 228・0371へ。

高年齢の方の相談が増えています 昨年度に消費生活センターに寄せられた6337件の相談結果がまとまりました。

不動産を公売 市税の滞納により市が差し押さえた不動産の公売を実施します。参加申込期間は9月28日～10月14日まで。公売物件など詳しくは、9月28日、午後1時からYAHOO!官公庁オークションのホームページ(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)をご覧ください。

9月発売の宝くじ 宝くじの収益金は、市内

情報ひろば

都市計画の案を縦覧 都市計画法に基づき次のとおり都市計画の案の縦覧を都市計画課で行います。縦覧期間 9月27日～10月11日(土・日曜日、祝日を除く) 内容 1.松屋大和川通2丁地区地区計画・松屋町1丁地区地区計画の決定 縦覧期間中、直接か郵送で意見書を提出できます。詳しくは市ホームページアドレスは1ページ参照をご覧ください。

スズメバチにご注意 スズメバチは9・10月になると働きバチの数がピークに達し、活動も活発になります。巣を作る場所は、主にキンモクセイやワバメガシなどの樹木です。スズメバチの巣を見つけたら刺激を与えず、生活衛生センターへ相談してください。なお、市では原則として蜂の駆除は行っていません。